

令和4年度宮崎県農地中間管理事業PR業務委託企画コンペ実施要領

令和4年7月29日
宮崎県農業振興公社

この実施要領は、宮崎県農業振興公社が実施する宮崎県農地中間管理事業PR業務（以下「本業務」という。）に係る委託事業者を選定する企画コンペに関し、必要な事項を定めるものである。

- 1 業務の目的
農地中間管理事業を広くPRし、当該事業の利用者増を図る。
- 2 業務の名称
令和4年度宮崎県農地中間管理事業PR業務
- 3 業務の内容
別紙（業務委託仕様書）のとおり
- 4 委託期間
委託契約締結日から令和5年3月24日（金）まで
- 5 委託料の上限額
委託料の上限額6,000,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）
※業務実施に必要な全ての経費を含む。
※委託料の支払は、業務完了後の精算払とする。
- 6 委託先の選定方法
企画提案書、見積書等の書類審査及びプレゼンテーションによる企画コンペ方式とする。
- 7 企画コンペ参加資格
本業務に関する企画コンペ参加者は、次に掲げる参加資格の要件の全てを満たす者とする。
【参加資格の要件】
 - (1) 宮崎県内に主たる事業所（本社・本店又は支社・支店）を有すること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 宮崎県から物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
 - (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者ではない者。
 - (7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当の受託実

績があること。

8 企画コンペ実施の告知方法

宮崎県農業振興公社ホームページにより告知する。なお、事前説明会は開催しない。

9 スケジュール（予定）

(1) 企画コンペ実施告知	令和4年8月 5日（金）
(2) 申込書提出期限	令和4年8月16日（火）
(3) 質問書受付期限	令和4年8月18日（木）
(4) 企画提案書等提出期限	令和4年9月 8日（木）
(5) 第1次審査（書類）結果通知	令和4年9月15日（木）
(6) 第2次審査（プレゼンテーション）	令和4年9月29日（木）
(7) 第2次審査結果通知	令和4年9月30日（金）

10 企画コンペの方法

(1) 企画コンペへの参加申込

参加申込書（様式第1号）及び添付書類※1を令和4年8月16日（火）17時まで（必着）に本要領16の書類提出及び問い合わせ先へ持参、郵送または電子メールにより提出すること。

- ※1 ①定款及び会社概要パンフレット
②会社概要等整理表（様式第2号）
③消費税及び地方消費税に係る納税等の証明書
④都道府県税に滞納がない旨の証明書
⑤暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）

(2) 企画提案書等の提出

- ① 提案は、1者1案とする。
② 提出物は下記アからウとし、これを企画提案書等と呼ぶ。

ア 企画提案書（A4判で作成すること）【原本1部、コピー6部】

- (ア) 各種PRの内容
(イ) 人員配置等委託業務実施体制
(ウ) 業務スケジュール
(エ) 類似業務受注実績

イ 見積書（様式任意）【原本1部、コピー6部】

- (ア) 宛名は、「公益社団法人 宮崎県農業振興公社 理事長」とすること。
(イ) 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とする。）

ウ 会社概要（既存のもの）【7部】

③ 提出期限、提出先、提出方法

- ア 提出期限 令和4年9月8日（木）17時まで（必着）
イ 提出先 本要領16 書類提出及び問い合わせ先 参照
ウ 提出方法 持参、郵送のいずれか

④ 留意事項

以下に該当する場合、提出された企画提案書等を無効とする場合がある。

- ア 企画提案書等の提出期限、提出先、提出方法が適合しないもの。
イ 企画提案書等の様式及び作成要領に示された条件に著しく適合しないもの。
ウ 参加申込書又は企画提案書等に虚偽の内容が記載されたもの。
エ 審査委員又は関係者に、企画提案書等に対する協力を直接的又は間接的に

求めた場合。

(3) 質問受付

本企画コンペに関する質問は、別紙（質問書）を本要領16の書類提出及び問い合わせ先へ電子メールで提出することにより令和4年8月18日（木）まで受け付ける。

なお、軽微なものを除き、質問に関する回答は、一括して取りまとめの上、参加者全員に電子メールにて連絡する。

※ 企画コンペの参加には、必ずしも質問書の提出は必要ありません。

1.1 審査方法、審査基準

第1次審査（書類）及び第2次審査（プレゼンテーション）による企画コンペ方式とし、最も優れた提案を選定する。ただし、提案者が3者以下であった場合には、第1次審査は実施せず、第2次審査のみ実施する場合がある。

なお、第2次審査は原則として対面審査を実施するが、状況により書面審査またはWeb審査とする場合がある。その際は、参加申込書の提出者に事前に連絡する。

(1) 審査委員

企画提案書等の審査は、「令和4年度宮崎県農地中間管理事業PR業務委託業者選定委員会」が行う。

(2) 第1次審査

提出された企画提案書等について書類を審査して、3者程度を優良提案として選定する。

選定結果は、企画コンペ参加者に対し、本要領12により電子メール及び書面にて通知する。選定された提案者には、選定結果に加え、第2次審査の時間及び場所を通知する。

(3) 第2次審査

第1次審査で選定された提案者を対象として、企画提案書等をもとにプレゼンテーションを実施し、最も優れた提案を選定する。

日程は、令和4年9月29日（木）を予定しているが、詳細については第1次審査の結果通知を参照すること。

ア 各提案者のプレゼンテーション時間は30分程度（説明：20分以内、質疑応答：10分程度）とする。

イ 原則としてプレゼンテーションの順番は企画提案書等の受付順とする。

ウ プレゼンテーションは、原則、企画提案書等をもとに実施すること。

エ 審査会場への入場者は原則4名以内とし、主たる説明者は当該業務の実施責任者又はそれに準ずる者とする。

オ 公社ではプロジェクター及びスクリーンを各1台準備する。各提案者は、必要に応じてパソコンや追加のプロジェクター、スクリーン、インターネット回線等を準備すること。

(4) 審査基準

① 業務の趣旨、目的等の理解度

- ・ 事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか

② 業務の実現性と効率性

- ・ 実現性のある計画となっているか
- ・ 計画の実現に向け、効率的かつ適切な経費支出となっているか

③ 業務遂行のための技術力、組織運営の妥当性

- ・ 業務実施に必要な人材や体制が確保されているか
- ④ 業務委託仕様書の業務内容に対する各実施手法の妥当性、効果
- ・ 妥当かつ最大限の効果を生み出す内容となっているか。

1 2 選定結果の通知

選定結果にかかわらず通知する。

1 3 契約の締結等

- (1) 上記1 1により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託契約に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書等の内容は協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約手続きを行う。
- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがない時は、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 委託業務満了後、直ちに業務完了報告書等を提出すること。
- (4) 契約保証金については、公益社団法人 宮崎県農業振興公社 契約規程第15条第5項第3号の規定による。

1 4 著作権

当該業務委託により作成した印刷物等の著作権は、公益社団法人宮崎県農業振興公社に帰属するものとする。

1 5 その他

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、企画コンペ参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書は、協議の上、変更する場合がある。

1 6 書類提出及び問い合わせ先

住 所：〒880-0913 宮崎市恒久1丁目7番地14

担 当：公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地一課 川越、上妻

電 話：0985-78-0210 ファックス：0985-51-8006

Eメール：nou10@mnk.or.jp